

議案第43号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した目黒区特別区
税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
上記の議案を提出する。

令和8年5月26日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した目黒区特別区
税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和8年4月1日に目黒区特別区税条例の一部を改正する条例（令和8年4月
目黒区条例第26号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に
基づき、報告し、承認を求める。

（説明） 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に
伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するとともに、規定の整備を行うため、
条例改正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処
分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規
定に基づき、この案を提出します。

別 紙

目黒区特別区税条例の一部を改正する条例

目黒区特別区税条例（昭和39年12月目黒区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「（という。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第38条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第38条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第38条の2第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第38条の4から第38条の9までを削る。

第39条（見出しを含む。）、第40条（見出しを含む。）、第41条（見出しを含む。）及び第43条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第44条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第45条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第46条第2項中「第38条第3項ただし書」を「第38条第2項ただし書」

に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「第8項」を「次項」に改め、同条第9項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第47条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第47条の2の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第4条の4から第4条の8までを削る。

付則第5条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に、「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第4項とする。

付則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「の種別割」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の目黒区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例

による。

(目黒区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 目黒区特別区税条例の一部を改正する条例(平成26年7月目黒区条例第15号)の一部を次のように改正する。

付則第5条第1項中「の種別割」を削り、同条第2項の表以外の部分中「付則第5条第8項」を「付則第5条第4項」に改め、同項の表中「付則第5条第8項」を「付則第5条第4項」に、「前各項」を「前3項」に、「第7項」を「第3項」に改める。